

平成28年第4回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	平成28年 4月20日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 平成28年 4月27日			議長	工藤 求	
	閉会 平成28年 4月27日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	大 森 一	出	6	中 村 勝 明	出
	2	畠 山 拓 雄	出	7	鈴 木 隆 昭	出
	3	上 山 明 美	出	8	中 村 芳 正	出
	4	菊 地 大	出	9	佐々木 芳 利	出
	5	上 村 繁 幸	出	10	工 藤 求	出
会議録署名議員	8	中 村 芳 正		9	佐々木 芳 利	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	大 澤 喜 男	主幹	畠 山 哲	主任	前 川 恵 美
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石 原 弘				
	副 村 長	酒 井 淳		農業委員会主幹	畠 山 哲	
	総 務 課 長	佐々木 靖				
	税 務 会 計 課 長	佐々木 卓 男				
	生 活 環 境 課 長	早 野 円				
	建 設 第 一 課 長 建 設 第 二 課 長	畠 山 恵 太				
	総 務 課 主 幹	佐々木 修		税 務 会 計 課 主 任 主 査	佐 藤 和 子	
	総務課主任主査	大 森 泉		建 設 第 二 課 主 任 主 査	横 山 順 一	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第4回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成28年4月27日（水曜日） 午前10時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事
の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条
例）
- 日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村固定資産評価審査委員会条例
の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第3号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固
定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成27年度田野畑村一般会計補正予算
（第10号））
- 日程第10 議案第1号 災害復興支援職員用宿舎整備事業建設（その1）工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第2号 災害復興支援職員用宿舎整備事業建設（その2）工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまから平成28年第4回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【工藤 求君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、中村芳正君、9番、佐々木芳利君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【工藤 求君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましてはお手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【工藤 求君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から報告1件、承認4件、議案2件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、村長から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社甘竹田野畑の経営状況等を説明する書類の送付があり、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、会議等関係ではありますが、印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
なお、関係書類は事務局にありますので、ごらん願います。

続きまして、平成28年3月の岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会議決事件の概要について資料を配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時03分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【工藤 求君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 平成28年3月29日から平成28年4月26日までの行政報告をさせていただきます。

3月29日の共同募金の委員会から始まりまして、4月1日、新しく応援職員として赴任いただきました方々に対する辞令交付式を行ったところ です。

4月の25日、自治協議会並びに自治会長、行政区長会議ということで行ったところであり、その間につきましてはお示しのとおりでございます。

次に、入札会でありますけれども、4月22日、2件、いわゆる応援職員等の、支援職員等の庁舎建設ということで2件の入札を行ったところ です。内容につきましては、お示しのとおりでございます。

○議長【工藤 求君】 これで行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【工藤 求君】 日程第5、報告第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の変更請負契約の締結に関する専決処分 の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてでございます。

専決処分した工事の変更請負契約についてを説明いたします。

平成28年3月9日に大崎建設株式会社と契約した工事について、98万3,880円を増額し、契約額を7億……失礼しました、変更後の額を7,280万3,880円とする契約変更を専決処分により行ったものでございます。

主な変更内容は、設計単価の変更でございます。当初契約において、平成27年7月時点の単価を用いておりましたが、平成28年2月時点の単価に変更したことにより増額したものでございます。

以上のとおり報告といたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 変更理由の中に積算システムに平成28年2月単価の落とし込みが間に合わずとあるのですけれども、具体的にどういうことなのか教えていただきたいと思えます。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 この積算システムといいますのは、設計書を作成するためのシステムでございますけれども、その新しい単価の落とし込みはアイシーエスが県内の分を一回にやるのですけれども、その作業がおくれてしまったということです。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 今の答弁で、ではこちらの入力ミスとかおくれたとかということではなくて、そのもとのアイシーエスのほうの処理が間に合わなかったためにこういうふうになったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 そのとおりでございます。県からの通知もございまして、縦覧用設計書にまず27年の単価で設計書を組んでおりますけれども、28年2月の単価に改正するというふうに縦覧用設計書にも書いてございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条

例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について(田野畑村村税条例の一部を改正する条例)について説明いたします。

本件につきましては、現下の経済情勢を踏まえ、経済好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性を是正するなどの観点から、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、村税条例の一部を改正し、所要の措置を行うこととした改正であります。

主な改正内容についてでございますが、法人税割の標準課税の引き下げをしたこと、軽自動車税については環境性能の包括的な創設をしたこと、それから地方税法の附則第56条第2項の規定の適用を受けない被災代替償却資産の特別措置が3年延期されたこと、その他改正に合わせて条文の整理、文言の整理を行ったことが主な改正点でございます。

詳細につきましては、新旧対照表の内容にお示ししているところでありますが、この改正規定は平成28年4月1日に施行する必要があるものが含まれますので、平成28年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 条例概要の資料がありますが、この1行目ですか、最後、地方創世で、これで文言、字句はよろしいわけですか。

○議長【工藤 求君】 総務課主幹。

○総務課主幹【佐々木 修君】 誤りでございます。生まれるという字が正しい。

○9番【佐々木芳利君】 創生でいいですか。

○総務課主幹【佐々木 修君】 ご訂正お願いします。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 この条例概要の第2の改正内容の中で、2の軽自動車税、環境性能割を創設ということなのですが、新しく環境性能割を創設したということは、多分素人の私が考えれば増税だと思うのですが、そうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩(午前10時13分)

再開（午前10時13分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

税務会計課長。

○税務会計課長【佐々木卓男君】 ただいまの質問にお答えしますが、軽自動車税の自動車税の取得が廃止になって、新たに環境に優しい、何ですか。ものが追加になったということで、環境に優しい軽自動車の税の軽減というふうなことになるわけですが、減税というか、ただし13年以上たった車のほうは逆に負担が高くなっているというふうなこともございまして、さまざまな要因がありますので、13年経過していれば、例えば今7,200円の税が13年以上経過したものは1万2,900円になっているというふうなことになっておりますので、そういうところを見れば増税のように見えますけれども、ただそういうものを環境によってそれらが変わってきますので、一律に増だとか減だとかと言うことはできませんけれども、いろいろそのような状況がございました。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 さっきのやつなのですけれども、うちも七千幾らが1万2,000円になって、それなりの車なのでとかいろいろ言われていたので、そういうことなのかなと思ったのですけれども、何か前はこうだったのだけれども、何で俺の車が急に高くなったんだべとかというふうな問い合わせとかというのは特に入っていないでしょうか。

○議長【工藤 求君】 税務会計課長。

○税務会計課長【佐々木卓男君】 そのような質問は何件かあります。そのようなお答えを丁寧にさせていただきます。先ほど言ったように経過しているものは高くなっているということを伝えております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）について説明いたします。

本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、所要の措置を行うこととした改正であります。

主な改正内容は、行政不服審査法の施行に合わせて所要の規定の整備を行った改正内容でございます。

詳細につきましては、新旧対照表の内容にお示ししているところでありますが、この改正規定は平成28年4月1日に施行する必要があったことから、平成28年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、承認第3号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第3号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

本件につきましては、東日本大震災復興特別区域法が一部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、所要の措置を行うこととした改正であります。

主な改正内容は、復興特区（産業再生特区）の制度の適用期間を1年延長したことの改正内容でございます。

詳細につきましては、新旧対照表の内容にお示ししているとおりであります。この改正規定は平成28年4月1日に施行する必要があったことから、平成28年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第9、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第10号））について説明いたします。

お手元に説明資料を配付したところでございますので、ごらんいただければと思います。まず

歳入でございますが、地方譲与税追加422万2,000円、県税交付金追加75万7,000円、地方交付税追加589万7,000円、交通安全対策特別交付金追加11万7,000円、国庫支出金減額529万4,000円、財産収入追加1,000円、寄附金追加122万2,000円、歳入の追加補正が692万2,000円という内容でございます。また、次に歳出についてでございますが、財政調整基金積立金追加569万9,000円、花笑みの村基金積立金追加34万9,000円、田野畑むらづくり基金積立金追加47万5,000円、東日本大震災災害復興基金積立金追加39万9,000円、歳出の追加補正額が692万2,000円という内容でございます。年度末に至り、地方譲与税等の歳入が確定したことなどに伴い、平成28年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 寄附金のところで、花笑みと田野畑むらづくりのやつは、そのままの額が歳出のほうになっているのですけれども、東日本大震災の基金は39万8,000円が39万9,000円になっているのですけれども、単純に事業はその額がスライドしたのかなと思ったのですけれども、ここが違うので、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 総務課主任主査。

○総務課主任主査【大森 泉君】 お答えいたします。

東日本大震災災害復興事業、災害復興基金積立金について、1,000円ギャップがあるということでございますが、この部分、預金利息分の1,000円も寄附金に含めておりますので、差が生じているというようなことでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 8ページの歳出なのですが、災害復旧費の国庫補助が減額、マイナスになっているわけですが、理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 総務課主任主査。

○総務課主任主査【大森 泉君】 お答えいたします。

災害復旧費、財源、国庫支出金が529万4,000円減っているのですけれども、財源補正ということございまして、当初国庫支出金、国から入ってくる見込みを立てておりましたが、歳入の額が決定して、この分入ってこないことになりまして、これは後からなので、一旦今年度は立てかえて支出をしまして、後で認められてから過年度分の歳入として収入されるというような内容でございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第10号））は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、議案第1号 災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第1号 災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その1）工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その1）工事。

工事場所、田野畑村菅窪地内。

契約金額、6,912万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額512万円。

受注者、住所、岩手県久慈市新井田第4地割8番地6、氏名、株式会社小山組、代表取締役、小山茂でございます。

お手元に配付してある資料をごらん願います。位置でございますが、1枚目の右下、緑に塗ってある場所、その1工事でございます。菅窪団地の歯科医師住宅の道路のはす向かいでございます。木造平家建て1棟の延べ床面積は59.6平米でございます。菅窪団地に4棟建設するものでございます。

4枚目をごらん願います。平面図等でございますが、2戸1棟でございます。真ん中の壁を挟みまして左右対称となっております。応急仮設住宅の経験から、防音、断熱対策を施しておる建物でございます。完成予定でございますが、平成28年9月16日を予定しております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その1）工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 1号、2号とも応援職員に対して住宅を整備するというので、これ何年ぐらいます応援職員が必要と思っているのか。その後の、後はどういった使用方法を考えているのか、これをお願いします。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 ただいまの質問にお答えいたします。

応援職員につきましては、発注がピークを迎えまして、去年がピークだったかなと考えております。現在アズビィ応急仮設住宅に住んでおられますが、アズビィ団地が6月27日をもって使えなくなるというか、応急仮設住宅でなくなるものですから、それに伴って県と相談した結果、アパートもないということで、であればアズビィの仮設団地の基礎をつくるか、もしくは建てかえてもどっちでもいいですよということでしたので、うちとしては新しく建てたほうが有利だろうということで建設しようとする経過でございます。応援職員がいなくなった後につきましては、国、県のほうからは有効に活用するのであればいいよということでしたので、定住促進住宅等に活用していきたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 村もいろいろ未来についていろいろ考えているわけですので、そういった意味のほうに十分対応できるのかなと、こう思っておりますが、実は災害復旧の工事のことなのですが、この復興応援職員の復興住宅のことではないかもしれませんが、議長が認めるのであれば、平井賀地区で防潮堤の水利についてのことなのです。羅賀の地区が始まったときも、地区に対して説明がなかったということで私は申し上げた経過があります。また、島越の水門についても、やはり組合のほうに対しては水産部のほうから説明があったのですが、川の水路の変更とか工事の内容とかというのはやっぱりその地区住民に対しても教えて工事を進めていくべきでないかなと思っております。実はこういったのが地区の近隣の皆様へと配布されていたのです。工事のお知らせとお願いというのが、昨日来たのですが、平井賀の水門にかかわるご挨拶なのですが、やはりこれではちょっと、やる前にその地区の人たちにもいろいろ工事に関係して支障も来すだろうし、中身について知りたいと思うのです。そういったようなことについてももう少し優しい説明なりなんなりが必要ではなかったのかなと思うのですが、議長さん、何とか答弁求めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時36分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 この住宅の災害復興支援職員用というの中には、3月のときの議会のときに出てきた観光業で事業推進員さんとか、あとは定住化支援員さんは募集するということがあったのですが、この方たちも対象というふうに考えていいのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 建設当初は、その人たちは想定しておりません。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 質疑の中で、仮設住宅が6月末には取り払われるのかどうか分かりませんが、そういう使えなくなるという説明がありました。そういたしますと、その後あそこは村有地だと思うのですが、あそこのあいた村有地についてはどういうふうにする予定であるかお考えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 もともと使っていたものを制限した経過もございますし、そういった点を踏まえながら、今後どういうふうに使ったほうが有用性があるかは検討の上、決めたいと思います。基本は、前やったことに戻すということが基本になるかと思えます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 災害復興支援職員用宿舍整備事業建設(その1)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第2号 災害復興支援職員用宿舍整備事業建設(その2)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第2号 災害復興支援職員用宿舍整備事業建設(その2)工事の

請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その２）工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その２）工事。

工事場所、田野畑村菅窪地内。

契約金額、7,074万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額524万円。

受注者、住所、岩手県久慈市八日町一丁目20番地、氏名、株式会社新田組、代表取締役、新田貞治でございます。

配付してございます資料をごらん願います。位置でございますが、菅窪団地、医師住宅の上の2棟と西和野団地、旧さかや住宅ですが、その中の2棟、合わせて4棟でございます。面積等は、その1工事と同じ延べ床面積59.6平米でございます。完成予定は平成28年9月16日、同じでございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、災害復興支援職員用宿舍整備事業建設（その２）工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 これは、2のほうはちょっと場所が離れているのかなと思っていたのですが、同じ建物の同じ大きさのものを同じ戸数建てるのに額が違ってくるのはどういうことからでしょうか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 宅地の形状が違っておまして、給排水管の延長の差異によるものでございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 確認ですが、応援職員ということですから、家賃は発生しませんよね。水道光熱費は当然ですが、その辺どのように取り扱うのですか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 家賃も発生いたしませんし、光熱水費等も震災特交で見ることができません。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 図面、位置図を見ているのですが、西和野の2棟ですか、その分と建てる予定の裏側に小さな河川、河川と言えるかどうか、水が流れておりますので、河川だと思っております。

が、反対側の個人住宅の方々が建てている家の基礎が崩れるのではないかという不安を持っているようなのですが、この河川の工事整備については村はどのようにお考えでしょうか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 その川でございしますが、青線でございします。以前から大雨のたびに危険とかそういったお話はそのこの住民の方からはいただいております。今度田野畑インターがそこできまして、3沿道の流末をその沢に流すような計画になってございしますので、その沢の改修について三国と協議しているところでございします。三国のほうで水路整備をやっていただくように。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 そういうふうなうわさは聞いているわけですが、工事着工はいつごろになる予定であるか。具体的に連絡等もありますので、責任を持ってお伝えをしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 アクセス道路も含めての、あわせてその沢も整備したいということですが、三国に対しては早く施工してもらうようお願いしているところでございします。ちなみに、ことしの田野畑道路分の予算、尾肝要トンネルから南の分なのですけれども、たしか総額で14億円ついていたと思います。できるだけそれでやっていただくように働きかけていきたいと思ひます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行ひます。

議案第2号 災害復興支援職員用宿舎整備事業建設(その2)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

平成28年第4回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午前10時46分)